

令和 5 年 度

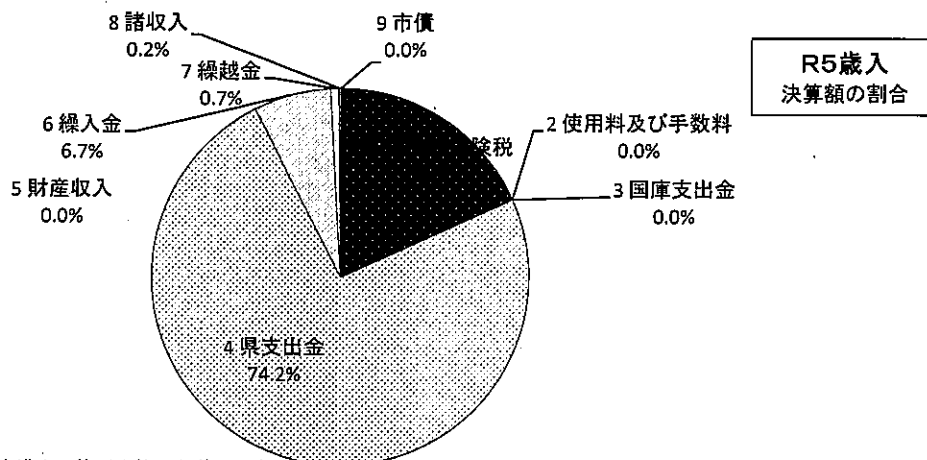
射水市国民健康保険事業の状況

目 次

	頁
1 令和5年度国民健康保険事業特別会計決算見込について	
(1) 歳入の状況	1
(2) 歳出の状況	2
(3) 財政調整基金の状況	3
2 国民健康保険の現況について	
(1) 加入状況の推移	4
(2) 一人当たり療養諸費費用額の推移	5
(3) 診療諸率の推移	6
(4) 疾病分類からみた罹患状況	7
(5) 年齢階層別の疾病別医療費構成	8
3 保健事業について	9 ~ 10
4 国民健康保険税について	11

1 令和5年度国民健康保険事業特別会計決算見込について

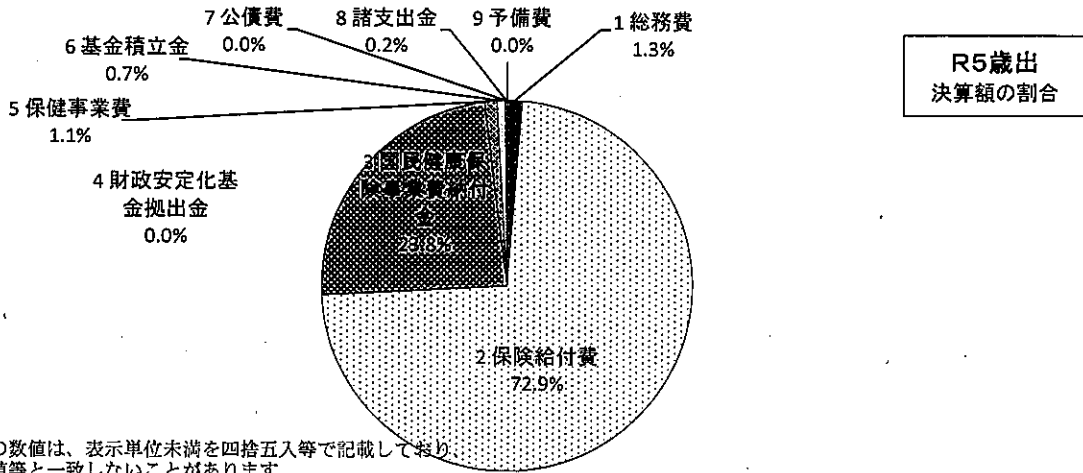
(1) 歳入の状況



※ 図表の数値は、表示単位未満を四捨五入等で記載しており、合計数値等と一致しないことがあります。

科目	令和5年度 決算見込額 (千円)	令和4年度 決算額 (千円)	対前 年比	説明
1 国民健康保険税	1,403,883	1,410,004	1.00	医療分(0~74歳)、後期高齢者支援金分(0~74歳)、介護納付金分(40~64歳)の所得割、均等割、平等割
一般被保険者分	1,403,287	1,408,915	1.00	退職被保険者等以外の国保加入者
退職被保険者等分	596	1,089	0.55	65歳未満の老齢(退職)年金受給者及びその扶養者(要件あり)、令和元年度末で経過措置終了
2 使用料及び手数料	534	595	0.90	国保税の督促手数料
3 国庫支出金	282	403	0.70	国から交付される補助金等
4 県支出金	5,710,333	5,751,271	0.99	
保険給付費等交付金 (普通交付金)	5,544,718	5,553,330	1.00	県が市町村に交付する保険給付費
保険給付費等交付金 (特別交付金)	154,289	187,212	0.82	各市町村の実情に応じて交付される交付金等
国保強化助成費補助金	11,326	10,729	1.06	県単医療費助成の実施に伴う「医療費波及増」に対する助成
財政安定化基金交付金	0	0	—	災害等のやむを得ない事情により収入不足が生じた場合に、県財政安定化基金から交付される交付金
5 財産収入	45	24	1.88	財政調整基金の運用利子
6 繰入金	512,544	607,640	0.84	
一般会計繰入金	512,544	521,132	0.98	定めに基づく一般会計からの繰入金
基金繰入金	0	86,508	0.00	財政調整基金からの繰入金
7 繰越金	54,888	32,505	1.69	前年度からの繰越金
8 諸収入	12,112	15,825	0.77	国保税の延滞金、第三者(交通事故等の加害者)からの徴収金、国保資格喪失後の受診等の返納金など
9 市債	0	0	—	保険税の収入不足が生じた場合に県財政安定化基金から借り入れる借入金
計	7,694,621	7,818,266	0.98	

(2) 歳出の状況



※ 図表の数値は、表示単位未満を四捨五入等で記載しており、合計数値等と一致しないことがあります。

科目	令和5年度 決算見込額 (千円)	令和4年度 決算額 (千円)	対前 年比	説明
1 総務費	98,280	104,364	0.94	国保事業を運営するための一般事務費
2 保険給付費	5,529,057	5,562,331	0.99	
療養諸費（一般）	4,759,612	4,825,174	0.99	医療機関等で保険証を提示して受診した医療費の保険者負担分 医師の指示により鍼、灸、マッサージ等を受けた場合の費用や補装具代の給付
高額療養費（一般）	738,291	705,732	1.05	同月内の医療費の支払が自己負担限度額を超えた場合の差額等の給付
移送費	0	0	—	医師の指示により入院や転院等の移送を行った場合の費用の給付
出産育児諸費	15,190	13,689	1.11	出産1件につき488,000円（産科医療補償制度加入医療機関で出産の場合は12,000円加算）を給付 ※R5.4～ 408,000円⇒488,000円
葬祭費	2,970	3,510	0.85	葬祭1件につき30,000円を給付
傷病手当金	0	831	0.00	新型コロナウイルス感染症により、労務に服することができなくなった場合、一定額を給付
審査手数料	12,994	13,396	0.97	国保連合会が実施するレセプト審査に係る手数料
3 国民健康保険事業費納付金	1,807,053	1,948,062	0.93	富山県全体の保険給付費の必要額の見込みから、射水市の医療費水準などを考慮して県が算出した納付金
医療給付費分	1,166,048	1,317,962	0.88	納付金のうち医療費にかかる分
後期高齢者支援金分	496,516	480,523	1.03	納付金のうち後期高齢者支援金にかかる分
介護納付金分	144,488	149,578	0.97	納付金のうち介護納付金にかかる分
4 財政安定化基金拠出金	0	0	—	災害等やむを得ない事情により財政安定化基金交付金を受けた場合の拠出金（交付金の1/3）
5 保健事業費	81,641	86,068	0.95	特定健康診査、特定保健指導、訪問指導、若年健診、身体すっきり教室、人間ドック助成など
6 基金積立金	54,933	32,529	1.69	財政調整基金への積立金
7 公債費	0	0	—	一時借入金の利息
8 諸支出金	13,412	30,024	0.45	過年度国保税の還付金、過年度国県補助金等の精算に伴う返還金など
9 予備費	0	0	—	予備費
計	7,584,376	7,763,378	0.98	

令和5年度歳入歳出差引額

歳入 7,694,621 千円 - 歳出 7,584,376 千円 = 110,245 千円

(3) 財政調整基金の状況

年度	年度当初基金残高	積立額	取崩額	年度末基金残高
R2	534,488,072円	22,932,731円	100,000,000円	457,420,803円
R3	457,420,803円	22,938,725円	119,537,000円	360,822,528円
R4	360,822,528円	32,529,177円	86,508,000円	306,843,705円
R5 (見込)	306,843,705円	54,932,859円		361,776,564円 (3月31日現在)
			0円	361,776,564円 (5月31日現在)
R6 (見込)	361,776,564円	110,253,623円 (当初予算8,000円含む)		472,030,187円 (3月31日見込)
			1,000円	472,029,187円 (5月31日見込)

※積立額は、基金利息を含んでいます。

2 国民健康保険の現況について

被保険者数は年々減少し、年齢構成では60歳以上が全体の60%以上を占めている。

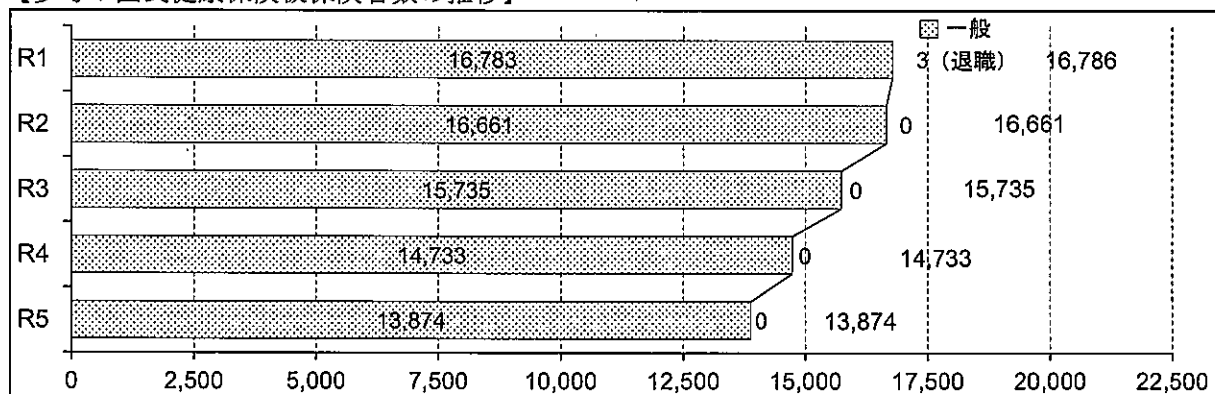
また、退職者医療制度は、令和元年度までの経過措置となっている。

(1) 加入状況の推移

年度	射水市		国民健康保険加入者				加入率	
	世帯数 (A) (世帯)	人口 (B) (人)	世帯数 (C) (世帯)	被保険者数(D)			世帯 (C)/(A) (%)	人数 (D)/(B) (%)
				一般 (人)	退職 (人)	計 (人)		
R1	35,809	92,689	10,885	16,783	3	16,786	30.4%	18.1%
R2	36,125	92,130	10,864	16,661		16,661	30.1%	18.1%
R3	36,162	91,458	10,410	15,735		15,735	28.8%	17.2%
R4	36,600	91,067	9,899	14,733		14,733	27.0%	16.2%
R5	37,175	90,669	9,439	13,874		13,874	25.4%	15.3%

※各年度末現在

【参考：国民健康保険被保険者数の推移】



【参考：国民健康保険被保険者の年齢構成（令和6年3月末現在）】

年齢階層	射水市 人口 (人)	被保険者数(全体)			一 般		退 職	
		人数 (人)	構成比 (%)	加入率 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
0歳～9歳	6,711	435	3.1%	6.5%	435	3.1%		
10歳～19歳	8,423	598	4.3%	7.1%	598	4.3%		
20歳～29歳	8,915	697	5.0%	7.8%	697	5.0%		
30歳～39歳	8,640	766	5.5%	8.9%	766	5.5%		
40歳～49歳	12,197	1,357	9.8%	11.1%	1,357	9.8%		
50歳～59歳	12,902	1,617	11.7%	12.5%	1,617	11.7%		
60歳～69歳	10,214	3,760	27.1%	36.8%	3,760	27.1%		
70歳～74歳	6,559	4,644	33.5%	70.8%	4,644	33.5%		
75歳～	16,108							
合 計	90,669	13,874	100.0%	15.3%	13,874	100.0%		

※75歳以上は後期高齢者医療保険への加入となる。

(2) 一人当たり療養諸費費用額の推移

① 療養給付費

年度	一 般			退 職			全 体		
	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比
R1	4,973,158	296,321	1.04	4,115	1,371,667	2.61	4,977,273	296,513	1.04
R2	4,753,862	285,329	0.96	19			4,753,881	285,330	0.96
R3	5,106,917	324,558	1.14	0			5,106,917	324,558	1.14
R4	4,756,523	322,848	0.99	0			4,756,523	322,848	0.99
R5 (見込)	4,706,061	339,200	1.05	0			4,706,061	339,200	1.05

② 療養費

年度	一 般			退 職			全 体		
	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比
R1	69,637	4,149	0.93	60	20,000	1.81	69,697	4,152	0.93
R2	64,900	3,895	0.94	0			64,900	3,895	0.94
R3	68,923	4,380	1.12	0			68,923	4,380	1.12
R4	68,651	4,660	1.06	0			68,651	4,660	1.06
R5 (見込)	53,552	3,860	0.83	0			53,552	3,860	0.83

③ 高額療養費

年度	一 般			退 職			全 体		
	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比
R1	715,387	42,626	1.07	508	169,333	2.17	715,895	42,648	1.07
R2	703,786	42,242	0.99	0			703,786	42,242	0.99
R3	779,017	49,509	1.17	0			779,017	49,509	1.17
R4	705,732	47,901	0.97	0			705,732	47,901	0.97
R5 (見込)	738,291	53,214	1.11	0			738,291	53,214	1.11

④ その他

年度	出産育児一時金		葬祭費	
	決算額 (千円)	件数 (件)	決算額 (千円)	件数 (件)
R1	12,075	29件	3,120	104件
R2	17,901	44件	3,480	116件
R3	13,324	33件	3,480	116件
R4	13,682	33件	3,510	117件
R5 (見込)	15,184	30件	2,970	99件

○ 出産育児一時金

R4. 1. 1～ 1件 408千円＋加算額12千円

R5. 4. 1～ 1件 488千円＋加算額12千円

(注) 産科医療保障制度加入医療機関で出産した場合に加算

○ 葬祭費

H20. 4. 1～ 1件 30千円

(3) 診療諸率の推移

① 一人当たり医療費

	年度	診療費				調剤 (円)	食事療養 (円)	訪問看護 (円)	合計 (円)
		入院 (円)	入院外 (円)	歯科 (円)	計 (円)				
射水市	R1	156,023	138,802	25,914	320,739	62,550	7,892	1,541	392,723
	R2	149,584	132,455	24,211	306,250	65,251	7,446	1,782	380,730
	R3	166,602	141,529	26,243	334,374	74,074	7,859	2,844	419,150
	R4	164,863	137,681	26,915	329,458	73,499	7,809	3,187	413,953
	R5 (見込)	175,220	141,618	27,337	344,175	80,114	8,461	4,714	437,464
富山県 (市町村)	R1	161,345	137,610	23,374	322,329	63,034	8,593	1,784	395,739
	R2	156,242	131,926	22,629	310,797	64,279	8,304	2,203	385,582
	R3	166,080	139,062	24,330	329,471	69,958	8,382	2,768	410,579
	R4	167,788	143,167	25,198	336,153	70,912	8,356	3,029	418,449
	R5								

② 受診率・一件当たり日数

	年度	受診率				一件当たり日数			
		入院 (件)	入院外 (件)	歯科 (件)	計 (件)	入院 (日)	入院外 (日)	歯科 (日)	計 (日)
射水市	R1	28.08	837.19	215.21	1,080.48	16.10	1.44	1.72	1.88
	R2	25.87	773.52	191.78	991.18	16.21	1.39	1.69	1.83
	R3	28.19	806.17	208.40	1,042.76	15.88	1.40	1.66	1.84
	R4	27.73	814.43	214.67	1,056.83	15.82	1.40	1.62	1.82
	R5 (見込)	29.17	828.91	218.23	1,076.30	16.09	1.39	1.59	1.83
富山県 (市町村)	R1	29.43	885.52	194.31	1,109.27	16.61	1.46	1.76	1.92
	R2	27.80	821.81	174.50	1,024.11	16.84	1.43	1.75	1.90
	R3	28.59	859.52	187.47	1,075.58	16.61	1.43	1.70	1.88
	R4	28.75	821.49	194.03	1,044.27	16.45	1.51	1.65	1.94
	R5								

③ 一件当たり診療費

	年度	一件当たり診療費			
		入院 (円)	入院外 (円)	歯科 (円)	計 (円)
射水市	R1	555,661	16,580	12,041	29,685
	R2	578,128	17,124	12,624	30,898
	R3	590,946	17,556	12,593	32,066
	R4	594,482	16,905	12,538	31,174
	R5 (見込)	600,695	17,085	12,527	31,977
富山県 (市町村)	R1	548,198	15,540	12,029	29,058
	R2	562,035	16,053	12,968	30,348
	R3	580,809	16,179	12,978	30,632
	R4	583,516	17,428	12,987	32,190
	R5				

○一人当たり医療費
年間医療費

年間平均被保険者数

○受診率(被保険者100人当たり件数)

年間受診件数
年間平均被保険者数 × 100

○一件当たり日数

年間受診日数

年間受診件数

○一件当たり診療費

年間診療費

年間受診件数

(4) 疾病分類からみた罹患状況

① 総件数の割合

令和5年度診療分					令和4年度診療分		
順位	疾病分類	射水市 (%)	順位	富山県 (%)	順位	疾病分類	射水市 (%)
1	内分泌、栄養及び代謝疾患	16.45%	1	16.06%	1	内分泌、栄養及び代謝疾患	16.88%
2	循環器系の疾患	15.64%	2	15.56%	2	循環器系の疾患	16.59%
3	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.30%	3	10.53%	3	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.56%
4	眼及び付属器の疾患	8.76%	4	9.26%	4	眼及び付属器の疾患	9.00%
5	呼吸器系の疾患	7.97%	5	7.52%	5	呼吸器系の疾患	6.36%
6	精神及び行動の障害	6.57%	6	6.44%	6	精神及び行動の障害	6.14%
7	消化器系の疾患	5.72%	8	5.59%	7	消化器系の疾患	6.06%
8	皮膚及び皮下組織の疾患	5.64%	7	5.65%	8	皮膚及び皮下組織の疾患	5.56%
9	神経系の疾患	5.08%	9	4.92%	9	神経系の疾患	4.98%
10	新生物	3.98%	11	3.69%	10	新生物	4.09%
小計		86.10%	85.21%		小計		86.22%
合計		100.00%	100.00%		合計		100.00%

② 一人当たり診療費

令和5年度診療分					令和4年度診療分		
順位	疾病分類	射水市 (円)	順位	富山県 (円)	順位	疾病分類	射水市 (円)
1	新生物	83,100	1	77,817	1	新生物	83,486
2	循環器系の疾患	57,231	2	52,687	2	循環器系の疾患	53,810
3	筋骨格系及び結合組織の疾患	35,897	5	34,016	3	筋骨格系及び結合組織の疾患	36,186
4	精神及び行動の障害	35,275	3	36,173	4	内分泌、栄養及び代謝疾患	34,437
5	内分泌、栄養及び代謝疾患	35,126	4	35,014	5	精神及び行動の障害	32,014
6	呼吸器	22,385	7	21,650	6	消化器系の疾患	20,831
7	消化器系の疾患	21,899	8	21,128	7	神経系の疾患	18,168
8	神経系の疾患	20,601	6	24,936	8	呼吸器	18,149
9	腎尿路生殖器系の疾患	17,416	9	19,738	9	眼及び付属器の疾患	17,446
10	眼及び付属器の疾患	16,830	10	16,660	10	腎尿路生殖器系の疾患	16,893
小計		345,760	339,819		小計		331,420
合計		392,639	391,922		合計		374,867

※富山県（参考）については国保組合（医師国保・建設国保）含まない。

(注) 病名については、社会保険表章用疾病分類表（大分類）に基づき抽出

- ・ 感染症及び寄生虫症 … 腸管感染症、結核、ウイルス肝炎など
- ・ 新生物 … 悪性新生物（がん）、悪性リンパ腫、白血病など
- ・ 内分泌、栄養及び代謝疾患 … 甲状腺障害、糖尿病など
- ・ 精神及び行動の障害 … 認知症、統合失調症、躁うつ病など
- ・ 神経系の疾患 … パーキンソン病、アルツハイマー病、てんかんなど
- ・ 眼及び付属器の疾患 … 結膜炎、白内障など
- ・ 耳及び乳様突起の疾患 … 外耳炎、中耳炎、メニエール病など
- ・ 循環器系の疾患 … 高血圧性疾患、心疾患、脳梗塞、動脈硬化など
- ・ 呼吸器系の疾患 … かぜ、肺炎、アレルギー性鼻炎、気管支炎、ぜん息など
- ・ 消化器系の疾患 … 胃潰瘍、十二指腸潰瘍、肝疾患など
- ・ 皮膚及び皮下組織の疾患 … 皮膚炎、湿疹など
- ・ 筋骨格系及び結合組織の疾患 … 関節症、椎間板障害、骨粗しょう症など
- ・ 腎尿路生殖器系の疾患 … 腎不全、尿路結石症、前立腺肥大など
- ・ 損傷、中毒及びその他の外因の影響 … 骨折、熱傷（やけど）、中毒など

(5) 年齢階層別の疾病別医療費構成 上位3疾病 (令和5年4月～令和6年3月診療分)

中年層では「精神及び行動の障害」、高年層においては「新生物〈腫瘍〉」が上位となっている。

年齢	順位	入院	外来
0歳 ～ 14歳	1位	筋骨格系及び結合組織の疾患	呼吸器系の疾患
	2位	呼吸器系の疾患	皮膚及び皮下組織の疾患
	3位	周産期に発生した病態	精神及び行動の障害
15歳 ～ 39歳	1位	呼吸器系の疾患	精神及び行動の障害
	2位	新生物〈腫瘍〉	呼吸器系の疾患
	3位	精神及び行動の障害	皮膚及び皮下組織の疾患
40歳 ～ 49歳	1位	精神及び行動の障害	新生物〈腫瘍〉
	2位	新生物〈腫瘍〉	精神及び行動の障害
	3位	神経系の疾患	尿路性器系の疾患
50歳 ～ 59歳	1位	精神及び行動の障害	新生物〈腫瘍〉
	2位	神経系の疾患	内分泌、栄養及び代謝疾患
	3位	循環器系の疾患	循環器系の疾患
60歳 ～ 69歳	1位	新生物〈腫瘍〉	新生物〈腫瘍〉
	2位	循環器系の疾患	内分泌、栄養及び代謝疾患
	3位	精神及び行動の障害	循環器系の疾患
70歳 ～ 74歳	1位	新生物〈腫瘍〉	新生物〈腫瘍〉
	2位	循環器系の疾患	内分泌、栄養及び代謝疾患
	3位	筋骨格系及び結合組織の疾患	循環器系の疾患

3 保健事業について

被保険者の生活習慣病等の発症や重症化予防を図るため、特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上、疾病予防事業等に積極的に取り組み、健康寿命の延伸と医療費適正化に努めている。

(1) 特定健康診査・特定保健指導

第3期特定健康診査等実施計画及び第2期データヘルス計画に基づき、40歳から74歳までの国保加入者を対象に特定健康診査を実施し、その健診結果をもとに内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着眼した生活習慣病予防のための特定保健指導を実施している。

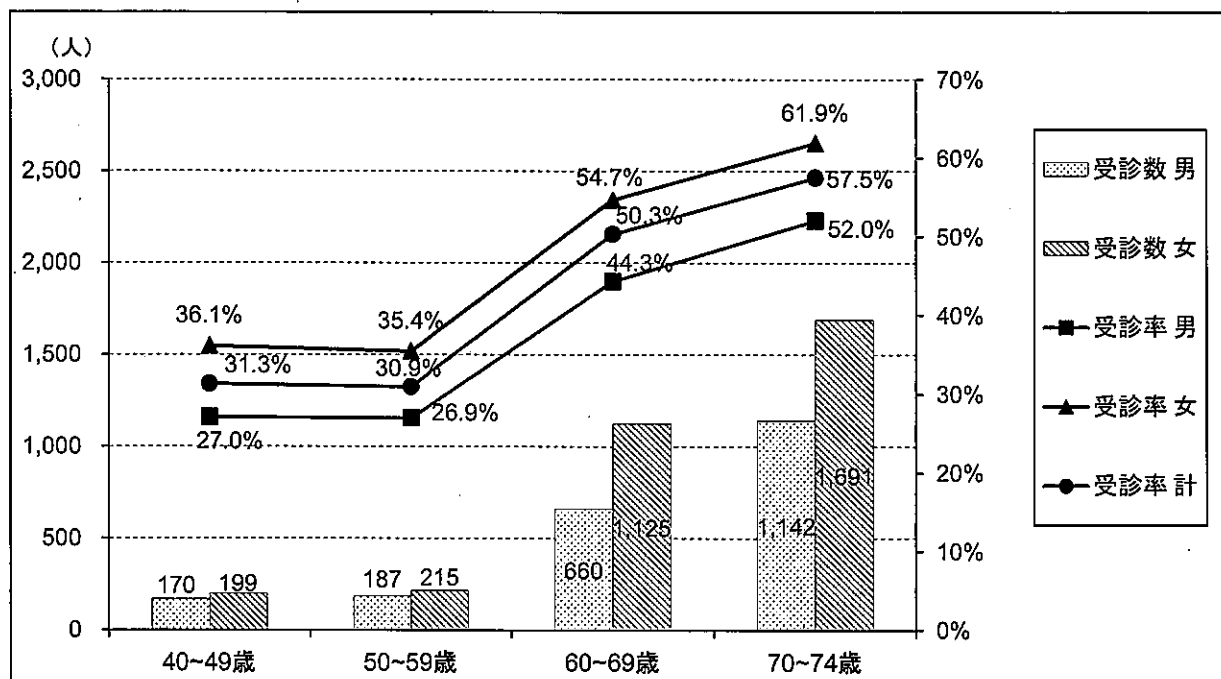
【特定健康診査・特定保健指導実施状況】

年度	特定健康診査				特定保健指導			
	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	富山県 受診率 (%)	対象者 (人)	実施者 (人)	実施率 (%)	富山県 実施率 (%)
H30	12,973	6,038	46.5%	44.7%	640	226	35.3%	31.7%
R1	12,517	5,781	46.2%	44.7%	649	289	44.5%	34.9%
R2	12,417	5,782	46.6%	41.7%	639	301	47.1%	32.0%
R3	11,912	5,603	47.0%	42.4%	637	310	48.7%	33.1%
R4	10,956	5,389	49.2%	43.2%	586	238	40.6%	34.9%

※各年法定報告値

【令和4年度特定健康診査の年代別受診数及び受診率】

年代	対象者			受診者			受診率		
	男 (人)	女 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	計 (人)	男 (%)	女 (%)	計 (%)
40～49歳	629	551	1,180	170	199	369	27.0%	36.1%	31.3%
50～59歳	694	607	1,301	187	215	402	26.9%	35.4%	30.9%
60～69歳	1,490	2,058	3,548	660	1,125	1,785	44.3%	54.7%	50.3%
70～74歳	2,195	2,732	4,927	1,142	1,691	2,833	52.0%	61.9%	57.5%
合計	5,008	5,948	10,956	2,159	3,230	5,389	43.1%	54.3%	49.2%



(2) 保健事業及び疾病予防事業

① 人間ドック・若年健診

疾病の早期発見、早期治療並びに健康管理の促進を目的に、被保険者を対象に人間ドック受検費用の助成を実施している。

また、若い年代から自分の健康状態を知る機会とするため、平成28年度からは35歳から39歳を対象とした若年健診を実施している。

年度	人間ドック 受検者数	若年健診 受診者数 (受診率)
R4	524人	95人 (20.7%)
R5	531人	82人 (19.7%)

② 身体すっきり教室

日常生活運動の積み重ねによる運動習慣の定着化を図るため、全地区で身体すっきり教室を開催し、生活習慣病の予防に努めている。

【身体すっきり教室実施状況】

年度	身体すっきり教室		ポイントラリー達成者
	開催数	参加者数 (延べ)	
R4	10回	159人	5回以上参加 11人
R5	10回	155人	5回以上参加 15人

③ 訪問指導

「血圧・血糖・脂質の服薬コントロール不良者」及び「非肥満者（非メタボ）の受診勧奨域者」を訪問し、個別指導を実施している。

【訪問指導実施状況】

年度	コントロール不良者 訪問者数
R4	976人
R5	800人

④ 多受診者等への受診指導

重複受診、頻回受診、重複服薬者に対し、訪問により受診指導を実施している。

- ・ 重複受診 1か月間に同系の疾病を理由に3医療機関以上受診している者
- ・ 頻回受診 1か月間に8回以上受診している者
- ・ 重複服薬 1か月間に同系の医薬品が複数の医療機関（薬局）で処方され、その日数合計が60日を超える者

【受診指導実施状況】

年度	指導実施者				指導後の 行動変容率
	重複受診	頻回受診	重複服薬	計	
R4	1人	16人	7人	23人	82.6%
R5	1人	22人	7人	30人	93.3%

⑤ 糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病未治療者、治療中断者のうち糖尿病性腎症の可能性の高い被保険者を優先的に医療に結び付けるとともに、糖尿病治療中の糖尿病性腎症患者に対しても、進行予防に向けて、医療と連携した保健指導を実施することで、人工透析への移行を防止し、被保険者の健康寿命の延伸と医療費の増加抑制を図る。

令和5年度

- ・ 治療中断者等への医療機関受診勧奨実施者（治療中断者11人、未治療者15人）
- ・ 糖尿病治療中の患者に対する医療と連携した保健指導の実施（7人）

4 国民健康保険税について

令和4年度における1人当たりの国保税の調定額は、県内15市町村中、12位である。
 収納率については、県内15市町村中、11位である。

(1) 調定額の推移

年度	一世帯当たり調定額			一人当たり調定額		
	射水市 (円)	対前年比	富山県 (円)	射水市 (円)	対前年比	富山県 (円)
R1	135,778	0.99	144,788	87,121	1.00	95,479
R2	134,779	0.99	144,507	87,329	1.00	96,247
R3	136,125	1.01	139,251	89,364	1.02	93,589
R4	136,887	1.01	135,576	91,149	1.02	92,617
R5	144,440	1.06		97,603	1.07	

(2) 収納率の推移

年度	射水市					富山県 (現年課税分) (%)
	現年課税分			滞納繰越分		
	一般 (%)	退職 (%)	合計 (%)	一般 (%)	退職 (%)	
R1	96.04	100.00	96.04	14.11	12.41	95.23
R2	96.41		96.41	15.19	24.32	95.33
R3	96.47		96.47	16.65	12.40	95.70
R4	96.08		96.08	16.79	35.27	95.50
R5	95.66		95.66	16.11	31.61	

【令和6年度国民健康保険税率一覧表】

区 分		税 率	賦課限度額
医療分 (0~74歳)	所得割額	6.8%	65万円
	均等割額	24,000円	
	平等割額	24,000円	
後期高齢者支援金分 (0~74歳)	所得割額	2.5%	24万円
	均等割額	9,800円	
	平等割額	6,800円	
介護分 (40~64歳)	所得割額	1.8%	17万円
	均等割額	10,400円	
	平等割額	6,000円	

(注) 均等割額 … 所得に関係なく1人につき
 平等割額 … 所得に関係なく1世帯につき

⚠️ ご注意ください!

今年12月2日から

現行の保険証は発行されなくなります

※令和6年12月1日までに発行された射水市国民健康保険の保険証は、
最長で令和7年7月31日まで有効です

とっても
カンタン!

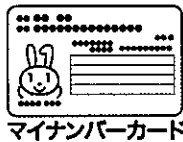
医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

1

受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード

カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます!



2

本人確認

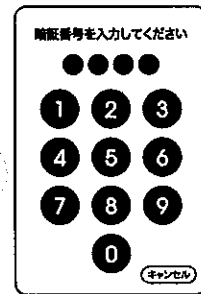
顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証

暗証番号



or



3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の予知以外の診療・お薬情報
を診療費に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使われます。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使われます。

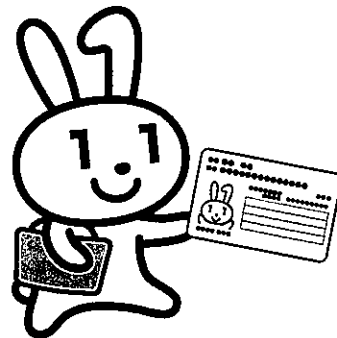
同意しない・40歳未満

同意する

4

受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!



マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを
保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

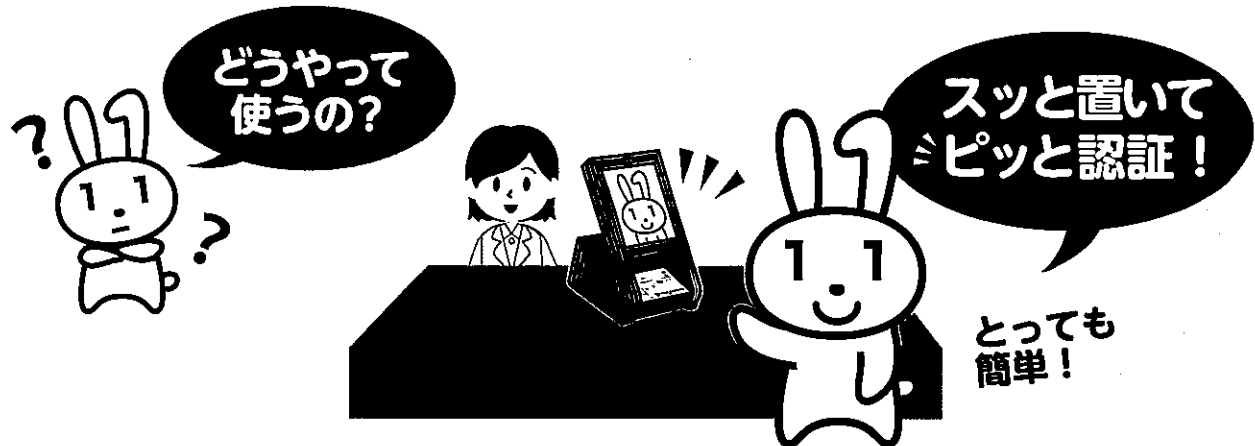
③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

利用申込はカンタン!



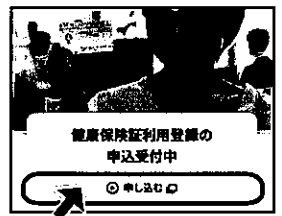
1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。



ここをクリック!

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*やセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダー*でできます。



マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報は記録されません。

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。

医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

どんないいことが? 7つのメリット

POINT1 より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになりました。
※薬剤情報は、2021年9月に診療したものから3年分の情報が閲覧できるようになりました。



POINT2 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、2021年10月から、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、自分の薬剤情報を閲覧できるようになりました。
※特定健診情報は、2020年度以降に実施したのから5年分(直近5回分)の情報が閲覧できるようになりました。

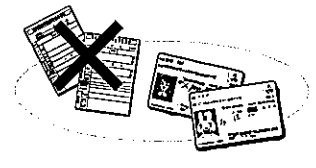


POINT3 オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルで、2021年11月から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになりました。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となりました。
※2021年9月分以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能となりました。

POINT4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。



POINT5 医療保険の資格確認がスムーズに!

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。



POINT6 医療費の事務コストの削減!

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。



POINT7 健康保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

